

インフルエンザ予防接種のご案内

通常インフルエンザの流行は1月上旬から3月上旬です。ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間から約5か月間とされていますので、流行が予想される時期とワクチンの有効期間が一致するように接種を受けてください。

対象者	①接種当日満65歳以上 ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能または、HIVウイルスによる免疫機能に障害があり、その障害が身体障害者手帳1級に相当するかた（医師の診断書または身体障害者手帳の写しが必要です。）
期間と回数	平成27年10月19日（月）～平成27年12月28日（月）接種費用の助成は1回のみ。
自己負担額	1,000円（助成額3,200円） （65歳以上で、生活保護世帯のかた、および中国残留邦人等支接受給のかたは自己負担がありませんので、医療機関窓口で受給証または本人確認証を必ず提示してください。）
受けられる医療機関	いきいきサポーターが配布したチラシをご参照ください。 追加医療機関 秩父市野坂町1-11-21 いなば眼科クリニック ☎26-7526
申込み	①町内で接種希望のかたは、直接医療機関へお申し込みください。（予約制） ②秩父郡市内で接種希望のかたは、健康福祉課（窓口⑥）で、事前に接種に必要な書類を配付します。 ③秩父郡市外で接種希望のかたは、下記までご連絡ください。

問合せ 健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233

ストップ！ 滞納

10月から12月は滞納整理強化期間です。

町税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限（納期限）までに自主的に納めていただくものです。

多くのかたが期限までに納付されていますが、残念ながら一部のかたは滞納している状況にあります。

税負担の公平性および税収入を確保するため、町をはじめ県内63市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

当町では、悪質な滞納者に対する差押えの強化など滞納の解消に向けた取組を行ってまいります。

皆さんには、納期内納付、早期納付にご協力をお願いします。



問合せ 税務課収納担当 ☎62-1461

県で交付する障害者手帳が変わります

10月から埼玉県が交付する3種類の障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）のサイズ・色が統一されます。

なお、統一後も有効期限のない手帳は現行のまま引き続き有効となります。

- * 身体障害者手帳と療育手帳は現在の手帳と同じサイズで色の変更となります。
- * 精神障害者保健福祉手帳はサイズと色の変更となります。

変更後の色 紺色

交付対象者

- ・新規に取得するかた
- ・再認定、再判定、更新が必要なかた
- ・紛失、破損により再交付が必要となったかた
- ・統一した手帳の交付を希望するかた

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233